

四日市市告示第161号

四日市市生産緑地地区指定要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 3月30日

四日市市長 森 智広

四日市市生産緑地地区指定要綱の一部を改正する要綱
四日市市生産緑地地区指定要綱（平成26年四日市市告示第389号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(指定の要件) 第2条 生産緑地地区に指定ができる農地は、法第3条第1項各号に規定する条件に該当する農地で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1)から(2)まで (略) (3) 同一権利者が所有する <u>300</u> ㎡以上の一団の農地であること。	(指定の要件) 第2条 生産緑地地区に指定ができる農地は、法第3条第1項各号に規定する条件に該当する農地で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1)から(2)まで (略) (3) 同一権利者が所有する <u>500</u> ㎡以上の一団の農地であること。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)